仕様書(自動証明写真機)

1 規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積(電源接続部分及び放熱スペースを含む。)は、下記の範囲内とすること。 (幅) 160cm × (奥行) 110cm × (高さ) 240cm

(2)機能

- ア 次の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えていること。
 - (ア) 履歴証明用
 - (イ) 運転免許用
 - (ウ) パスポート証明用
 - (エ) 個人番号カード用
- イ 個人番号カードの電子申請に対応していること。
- ウ 10 円硬貨、50 円硬貨、100 円硬貨、500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- エ 外国人の利用に配慮し、日本語のほか、英語を含む多言語対応機能を備えていること。
- オ 使用電源は100V、動作時の消費電力は700W以内とすること。

(3) 販売価格

市場価格に準じ、適正な価格で販売すること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

ア 耐震対策・転倒防止対策

自動証明写真機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認し、耐震対策、転倒防止対策を講じること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 防犯対策

偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

(2)維持管理

- ア 商品補充、金銭管理等、自動証明写真機の維持管理を設置者が行うこと。
- イ 自動証明写真機の故障、問合せ、苦情については、設置者の連絡先を明記し、 設置者の責任において対応すること。

(3)環境対策

消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間)とし、更新は行わない。

4 貸付料の納入

貸付料は、当該年度分を四半期ごとに納入するものとする。

5 加算料金

設置者において自動証明写真機に電気等の使用量を計測するメーター(子メーター) を取り付けるものとし、当該施設の電力契約に基づき計算した額を、市が定める期日ま でに市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び4月末日までに、賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数量及び売上金額)を報告すること。

7 費用負担

- (1) 自動証明写真機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担すること。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担すること。なお、設置に当たっては、帯広市の指示に従うこと。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動証明写真機を撤去する場合は、原状に回復して帯広市の指定する日までに返還しなければならない。

9 自動証明写真機設置に伴う事故

帯広市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負い、帯広市はその責を負わない。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 帯広市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負い、帯広市はその責を負わないこと。
- (2) 設置者は、商品及び自動証明写真機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 その他

この仕様書に定められていない事項については、その都度、帯広市と設置者の間で別途協議するものとする。